(e)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離をいう。

(f)　「混合及び調合」とは、専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であって、その結果として、産品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品の生産が行われるものをいう。

(g)　「標準物質の生産」（標準溶液の生産を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。

(h)　「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程をいう。

注釈六　附属書三―B第十一部において使用する用語の定義

品目別原産地規則の適用上、

(a)　「人造繊維の短繊維」とは、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の合成繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維のトウ、短繊維又はくずをいう。

(b)　「天然繊維」とは、合成繊維並びに再生繊維及び半合成繊維以外の繊維をいう。天然繊維（そのくずを含む。）の使用は、紡績を行う前の段階に限るものとし、別段の定めがある場合を除くほか、カード、コームその他の加工をした繊維であって紡績をしていないものを含む。

「天然繊維」には、第〇五・一一項の馬毛、第五〇・〇二項及び第五〇・〇三項の絹、第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の羊毛の繊維及び繊獣毛又は粗獣毛、第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の綿の繊維並びに第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項のその他の植物性繊維を含む。

(c)　「なせん」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。

(d)　「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（剪毛）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。

注釈七　二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品について適用される許容限度

1　この注釈の適用上、基本的な紡織用繊維とは、次のものをいう。

(a)　絹
(b)　羊毛
(c)　粗獣毛
(d)　繊獣毛
(e)　馬毛
(f)　綿
(g)　製紙用原料及び紙
(h)　亜麻
(i)　大麻
(j)　ジュートその他の紡織用靱皮繊維
(k)　サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維
(l)　ココやし、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維
(m)　人造繊維の長繊維（合成繊維のものに限る。）
(n)　人造繊維の長繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(o)　導電性の長繊維
(p)　ポリプロピレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(q)　ポリエステルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(r)　ポリアミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(s)　ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(t)　ポリイミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(u)　ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(v)　ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(w)　ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(x)　その他の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
(y)　ビスコースレーヨンの人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(z)　その他の人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
(aa)　ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
(bb)　ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
(cc)　アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたものを組み込んだ第五六・〇五項（金属を交えた糸）の産品
(dd)　第五六・〇五項のその他の産品
(ee)　ガラス繊維
(ff)　金属繊維

2　産品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用繊維については、附属書三―Ｂにおいてこの注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件を許容限度として適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

(a)　産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含むこと。

(b)　非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の十パーセントを超えないこと。

例えば、第五一・〇七項の羊毛製の毛糸、第五五・〇九項の合成繊維の短繊維の糸及び基本的な紡織用繊維以外の材料を含む第五一・一二項の羊毛製の毛織物については、附属書三―Ｂに定める要件を満たさない非原産である羊毛製の毛糸若しくは合成繊維の短繊維の糸又はこれらの組合せは、これらの総重量が全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。